スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

千葉県睦沢町

自 治 体 名 ： 千葉県睦沢町
担 当 課 名 ： 教育課
電 話 番 号 ： 475-44-2509

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

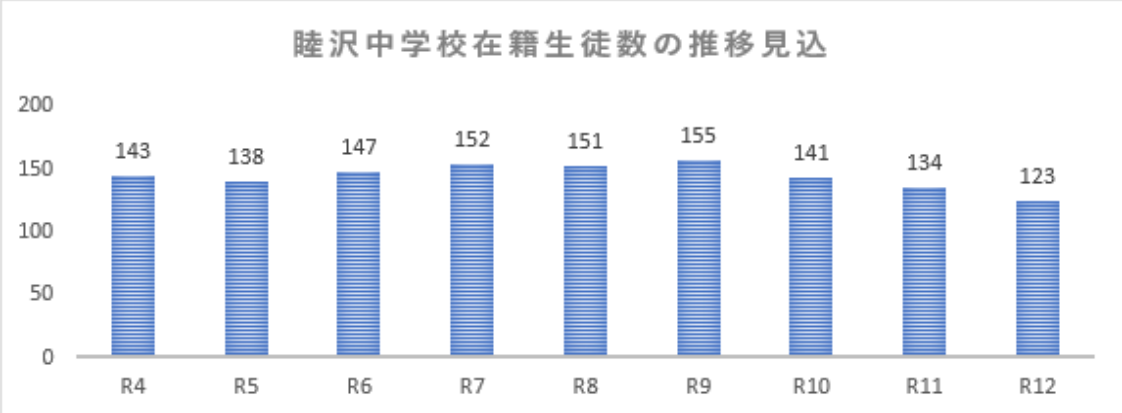
面積	35.59㎢
人口	6,462人
公立中学校数	1校
公立中学校生徒数	154人
部活動数	6部活
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	令和5年6月 睦沢町地域クラブ活動推進協議会を設立
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	睦沢町休日部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画を令和7年度に策定済

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

睦沢町の目指す「休日学校部活動の地域展開」については、学校部活動の種目に必ずしも捉われない、子どもたちのスポーツ活動の「きっかけ」として、睦沢ふれあいスポーツクラブや教育委員会が認める地域クラブや地域展開の協力団体が行う活動を休日の部活動に代わり得る活動として考える。

本町は人口が7千人に満たない小規模な町であり、約150人程の生徒が在籍している睦沢中学校の1校のみである。運動部活動は6部活が活動しているが、どの部活も少子化の影響からメンバーが少なく、特に団体競技であるサッカー部は単独ではチームも作れない状況である。人口が少なく、少子化が進行している中で部活のメンバーを集めることは困難であるため、近隣市町村と広域連携を図った地域展開を行っていくことが求められる。

また、保護者に対しては教員の働き方改革の面での地域展開の必要性だけでなく、少子化対策や子供たちの多様なニーズの面から説明を行うこと、また受益者負担や送迎に関すること等、地域の一員として地域展開に理解と協力を求めることが今後も引き続き、重要である。



2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●市区町村における推進体制図



●行政組織内での役割分担

◉教育委員会（教育課）

・学校と運営団体との調整　・指導者からの相談対応　・例規整備

・推進協議会の事務局　　・地域クラブ活動に関する周知

◉首長部局（企画財政課）

・委託契約の書類作成

年間の事業スケジュール

令和7年4月	・千葉県との委託契約締結 ・卓球部・女子バレー部・男子バレークラブチームの実証事業開始
令和7年5月	・吹奏楽部の地域展開に向けた指導者との打合せ
令和7年6月	・第1回地域クラブ活動推進協議会を開催 ・町教育委員会地域クラブ認定要綱を制定
令和7年7月	・社会教育施設の管理並びに使用料の減免に関する取扱内規の制定（地域展開に係る施設利用料の支援）
令和7年8月	・ソフトテニス部の地域展開に向けた指導者との協議
令和7年9月	・吹奏楽部の地域展開の試験的な実施
令和7年10月	・リーフレットを作成し、児童生徒・保護者関連団体に周知
令和7年12月	・女子バレー部のクラブチーム化に向けた協議
令和8年1月	・中学校新入生説明会にて保護者説明会を実施 ・ソフトテニス部・剣道部の地域展開に向けた指導者との協議
令和8年2月	・第2回地域クラブ活動推進協議会を開催 ・卓球部・女子バレー部・男子バレークラブチームの実証事業終了

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の運営実績

①全体に関すること

中学校数	1校	実施した地域クラブ総数	2クラブ
ケース別クラブ数	A：部活動を地域展開した形のクラブ数（及び展開された部活動数）		2クラブ（2部活）
	B：部活動を移行する形態ではない地域クラブ（新たな種目のクラブを新規に創設するケース等）		
全体の指導者数	6人	全体の運営スタッフ数	8人

②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

クラブ名	運営団体種別	種目 ※新規のものは末尾に（新）を付ける	実施回数	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
睦沢ふれあいスポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブ運営型	卓球	月4回／ 週1回	土日のどちらか3時間	1年　12人 2年　11人 3年　16人	4月～ 2月	睦沢中学校	2人	1人 （事務局1人）	-	部活動
CONNECT MUTSUZAWA	民間	女子バレーボール 男子バレーボールクラブチーム	月4回／ 週1回　休日 月12回／ 週3回　平日	土日のどちらか3時間 平日の3日2時間	1年　3人 2年　1人 3年　10人	4月～ 2月	睦沢中学校	5人	1人 （指導者兼務）	年会費9,000円（等）	地域クラブ

2.実証内容と成果

スポーツ庁

主な取組例

●活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	卓球、バレーボール
運営団体名	睦沢ふれあいスポーツクラブ CONNECT MUTSUZAWA
期間と日数	卓球：月4回／週1回（休日） 女子バレーボール ：月4回／週1回（休日） 男子バレーボールクラブチーム ：月4回／週1回(休日) 月12回／週3回(平日)
指導者の主な属性	外部指導者
活動場所	睦沢中学校
主な移動手段	自転車・徒歩
1人あたりの参加会費等（年額）	バレーボール：9,000円等
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図



●指導者や運営スタッフ等の役割分担等

統括責任者

役割：活動における管理者として、学校、保護者との連携を行う

●主任指導者　2名

役割：活動における主任者として、生徒への指導を行う

●運営補助者

役割：活動において、主任指導者の補助として、指導を行う

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

卓球・バレーボールの地域クラブ活動に関して、継続して実施した。「睦沢ふれあいスポーツクラブ」等と業務委託契約を締結して、毎週土曜日、また男子バレーボールクラブチームについては、平日の3日間指導者を睦沢中学校に派遣する形式で事業を実施した。

町スポーツ関連団体との連携会議を実施することで各方面からの人材確保や発掘等に努めた。剣道部やソフトテニス部の地域展開に向けた指導者との打ち合わせを実施した。

また、広域的な地域展開を目指し、近隣市町村との担当者会議を実施し、体制づくりに努めた。

取組の成果

卓球部、女子バレーボール部及び男子バレーボールクラブチームに関しては、来年度以降も継続した地域展開が実施できる環境が整ったと考える。特に、男子バレーボールについては、クラブチームが設立されて2年目になるが、近隣市町村とも一部連携した広域的な活動（活動場所の拡大等）を実施することができたことは、大きな成果であると考える。また、女子バレーボール部についても、男子同様に部活動の発展的解消ということで、クラブチーム化に向けた三者協議を実施し、令和8年度から始動する見込みである。

その他にも、総合型スポーツクラブ「睦沢ふれあいスポーツクラブ」に所属する剣道クラブやボランティアでソフトテニス部の自主練習をサポートする個人指導者と地域展開に向けた協議を進めることができた。

また、町スポーツ関連団体との連携会議を地域クラブ推進協議会の会議と併せて開催することで、学校部活動や地域クラブの現状、人材確保の必要性について情報共有がなされた。このことで、新たな地域クラブの設立や指導者の確保にも繋がると考える。

今後の取組における課題　課題への対応方針

地域クラブ活動に伴い発生する受益者負担額や送迎問題については、まだ抵抗を持つ保護者がいるため、継続して周知・説明を行っていく必要がある。また、男子バレーボールクラブチームのような広域連携のモデルをその他の種目でも確立し、多様なニーズへの対応や生徒のスポーツ活動の機会を提供できるよう取組んでいく必要があると考える。ソフトテニス部の地域展開に向け、新たな活動場所の確保が必要である。女子バレーボール部のクラブチーム化に向けては、現在合同チームとして大会等に参加している体制上、クラブチーム化の時期が問題となる。

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

本町における休日部活動の地域展開に向けた取組については、令和5年6月に睦沢町地域クラブ活動推進協議会を設立し、令和8年度からの地域展開に向けて協議を進めてきた。

年2回の開催では、活動実績や地域展開の時期、今後の取組方や問題点などを協議し、本町の地域展開の取組に対する基本方針と基本理念を決定した。その他、生徒保護者向けのリーフレットを作成し、全児童生徒に配布し、周知を図った。

卓球部・女子バレーボール部の休日の活動については、継続しており、定着してきている。昨年度発足された男子バレーボールクラブチームについても睦沢町の生徒に限定されない広域的な活動が行われた。

地域クラブの活動を支援するかたちで、学校開放に関する規則の一部改正や施設管理及び使用料の減免に関する取扱内規及び町教育委員会地域クラブ認定要綱の制定を行った。

また、新たに剣道部及びソフトテニス部の2種目について、指導者と協議を実施する等、令和8年度からの地域展開に向けた準備を整えることができた。

加えて、女子バレーボール部のクラブチーム化に向けても、現在協議を重ねており、来年度中の実現を目指したいと考えている。

●成果の評価

本町が進める地域展開に関する基本理念や基本方針を決定することで、令和8年度の休日部活動の地域展開に向けた方向性を明確にすることができた。

また、町教育委員会地域クラブ認定要綱を制定し、本町の目指す地域クラブ像を明確にすることができた。

地域クラブの活動に対しては、学校開放に関する規則に優先項目を設ける等の一部改正により活動場所の確保について支援した。

また、施設管理及び使用料の減免に関する取扱内規を設け、休日部活動に代わり得る活動の協力団体という観点から施設利用料の減免を実施したことで、地域クラブの経費を抑えられ、受益者負担の軽減にも繋がった。

その他、地域展開を推進するための社会教育施設の新たな活用として、その活動時間に柔軟に対応できるよう施設の鍵の借用を認め、認定地域クラブが行う合宿所として公民館を開放することを可能とした。これらについては、地域クラブから活動拠点の確保や活動の幅が広がったとの声をいただいた。

●今後に向けて

地域展開の状況については、進んでいる種目がある一方で、地域（町）だけで学校の部活動を全て地域クラブに展開することは、多様な人材の確保を要する等、課題が多く困難であると言える。今後は、近隣市町村と連携を密にした広域的な地域展開が求められると考える。本町としては、部活動の種目に捉われない、あくまで子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の「きっかけ」として、睦沢ふれあいスポーツクラブや教育委員会が認定する地域クラブ等が行う活動を休日の部活動に代わり得る活動として支援する。

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

広報資料（生徒保護者向けリーフレット）

令和７年10月発行
睦沢町教育委員会

休日の部活動が変わります！

睦沢町

～中学校の休日部活動の地域展開について～

学校部活動から地域クラブ活動へ『地域に開き、地域全体で支えていく』といった趣旨を踏まえ、地域移行から『地域展開』に名称が変更となりました。

①部活動の"地域"展開とは？

中学校の教員が「顧問」として担ってきた部活動の指導を、地域の指導者やクラブ・団体などに展開することで、子どもたちが多様な活動を体験できるきっかけと、少子化の中でも将来にわたり活動を継続してできる環境づくりを行うものです。本町が推進する地域展開は、平日は今までどおり顧問が指導を行う学校部活動、令和８年度の総体以降（予定）は、休日の部活動の指導を顧問は行わないため、その活動を希望する生徒は地域クラブ等に加入しての活動となります。（加入については任意）

今後の休日の活動について、地域展開が進んでいる種目がある一方、地域（町）だけで学校の部活動を全て地域クラブに展開することは多様な人材の確保を要するなど課題が多く、困難であると言えます。

本町では、部活動の種目に捉われない、あくまで子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の「きっかけ」として、睦沢ふれあいスポーツクラブや教育委員会が認定する地域クラブ等が行う活動を休日の部活動に代わり得る活動として応援します。

地域とは？

学校をはじめ、行政、文化・スポーツ関連団体、近隣住民、保護者、事業者などを指すものです。
今後の「部活動」は地域全体が関与し、子どもたちの活動を地域全体で見守ることが求められています。

②なぜ地域展開が必要なの？

少子化によって部活動が成り立たない
- チーム練習ができない
- 大会やコンクールに参加できない

生徒の多様なニーズ
- 専門的な指導を受けたい
- 学校にやりたい部活動がない

教員の働き方改革
- 未経験でも指導する負担
- 平日・休日の部活動指導による長時間勤務

・部活動を学校だけで維持していくことが困難に・・・
・スポーツ・文化芸術活動に継続的に親しめ、持続可能な活動環境の提供が必要

地域全体で関わりながら生徒を育てるため「部活動地域展開」を推進します

③休日の部活動と地域クラブ活動の違い

	休日の部活動（R８年度総体まで）	地域クラブ活動（R８年度総体以降）
指導者	学校の教員（顧問）	地域の指導者
活動場所	中学校	中学校及びその他の公共施設など
運営主体	中学校	睦沢ふれあいスポーツクラブ、地域クラブ、民間クラブなど
メリット	・生徒指導上の安心感 ・指導方針の一貫性	・やりたいクラブを選択できる ・専門性の高い指導を受けられる ・団体競技を維持することができる
デメリット	・やりたい部活動が無い場合がある ・専門性を有しない指導の場合がある ・少子化でチームを組めない ・教員（顧問）の負担が大きい	・平日の顧問との指導体制の一貫性 ・保護者の経済的負担 ・活動場所がこれまでより遠くなる場合がある

実証事業等を行い段階的に移行

これまで		R6		R7		R8 総体以降（予定）	
平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
部活動		部活動	地域クラブ活動 実証事業	部活動	地域クラブ活動 実証事業	部活動	地域クラブ活動

④国や千葉県が示す地域展開

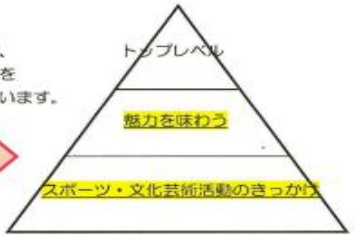
国では、令和５年度～令和７年度までを改革推進期間、令和８年度～令和１０年度を改革実行期間の前期令和１１年度～令和１３年度を改革実行期間の後期、休日については次期改革期間内に原則すべての学校部活動について地域展開の実現を目指すとしています。

また、地域展開については、出来る限り前倒しでの実現を目指すことが望ましいとの方向性も示され、加えて平日についても更なる改革の推進を図るとしています。

国の方針に基づき、千葉県でも令和７年度までを改革推進期間とし、各市町村において、地域の実情に合わせた地域展開を進めるとしています。

国や県が示す地域展開後の地域クラブ活動は、全国大会や世界大会を目指すようなトップレベルを目指すクラブではなく、スポーツ・文化芸術活動のきっかけや、それぞれの活動の魅力を体感することを主な目的として活動する地域クラブ活動としています。

地域展開の目指す活動レベル



2.実証内容と成果②

スポーツ庁

広報資料（生徒保護者向けリーフレット）

⑤睦沢町の基本理念と基本方針



【基本理念】

「部活動の地域展開を通じ、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動を支援します。」

【基本方針】

1.「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という認識のもと、地域、保護者、行政、学校等が協力し、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保できるよう取組みを進める。

2. 休日の活動については、平日の学校部活動の種目に捉われることなく、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動の魅力に触れるきっかけ、楽しむ・親しむことを目的とした活動として考え、睦沢ふれあいスポーツクラブで行う活動や町内にある地域クラブ等を活用した地域展開を進める。

⑥これまでの取組みと今後の予定

睦沢町では、国や千葉県の方針に基づき、令和５年度より「睦沢町地域クラブ活動推進協議会」を設置して、中学校の「休日」部活動地域展開に向けて検討を進めております。

また、地域展開に向けた取組みの一環として、卓球部及びバレーボール部については、国の実証事業を活用し、睦沢ふれあいスポーツクラブ等に指導を委託するなど、休日の地域展開を一部実践しているところです。現在、新たに吹奏楽部がゆうあい館を利用した試験的な地域展開を進めており、ソフトテニス部についても令和８年度の展開に向けて指導者と協議を行っています。

また、女子バレーボール部については、令和８年度からのクラブチーム化も視野に検討しています。

経過とスケジュール（予定）

令和５年度（終了）
- 中学校 PTA 総会にて保護者説明会を実施
- 睦沢町地域クラブ活動推進協議会の設置
- 卓球部・バレーボール部の休日部活動の地域展開「実証事業」を実施

令和６年度（終了）
- 基本理念・基本方針の決定
- 卓球部・バレーボール部の実証事業の継続
- 男子バレーボールクラブチーム化の実現
  地域クラブ「CONNECT MUTSUZAWA」発足
- 小学校４・５・６年生を対象にしたアンケート調査等の実施
- 中学校新入生説明会にて保護者説明会を実施

令和７年度
- 卓球部・バレーボール部の実証事業の継続
- ハーモニーウインズによる吹奏楽部の試験的な地域展開の実施（８月～）
- 令和８年度ソフトテニス部の地域展開に向けた協議
- 中学校新入生説明会にて保護者説明会を実施（１月を予定）
- 女子バレーボール部のクラブチーム化を検討

令和８年度
- 休日部活動の地域展開を実施（※現時点で総体以降を予定）

⑦休日部活動の地域展開に関する Q&A

地域クラブ活動とは？
地域の人が中心となって行う新しい形のクラブ活動です。トップレベルを目指すクラブではなく、スポーツ・文化芸術活動の「きっかけ」となるようなクラブを指します。学校の部活動の種目に捉われない生徒のニーズにあった活動を自由に選択し、参加は任意となります。

活動場所・時間・道具は？
中学校を基本とし、公共施設などを使用します。これまでのガイドラインに則り、３時間程度の活動となります(大会除く)が、その時間帯は加入する地域クラブで異なります。道具については、地域クラブ活動の方針に則ってご家庭で準備していただきます。

指導者は？
地域の指導者(教員は除く)が担います。地域の指導者とは、教育委員会が認定する地域クラブやその他の地域クラブ、文化・スポーツ関連団体に所属している方、競技経験がある方、保護者の方など様々です。

平日の部活動は？
これまで通り、教員（顧問）による指導が基本となります。平日の部活動顧問と休日の地域クラブ活動指導者は、可能な範囲で互いに連携して生徒（参加者）に対する適切な指導に努めます。

大会やコンクールの参加は？
教員（顧問）が引率する学校部活動で参加する大会やコンクールは、原則小中学校体育連盟主催大会（総合体育大会・新人体育大会）や千葉県吹奏楽連盟主催のコンクール等に限定されます。
地域クラブでも出場することができますが、どちらで出場するかは個人の判断となります。(双方の登録で同時に出場することはできません)。地域クラブの各種大会参加に関しては、所属する地域クラブの意向をご確認ください。

地域クラブ活動の参加費用は？
国の方針では、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定し家庭に負担をしていただくこと（受益者負担）が示されています。部活動費との相違点は、地域クラブ活動に係る運営費や指導者報償費が含まれるか否かです。地域の文化・スポーツ環境を維持するために必要な経費となります。

令和７年度の取り組みは？
卓球部・女子バレーボール部については、引き続き休日の地域展開を進めます。また、新たに吹奏楽部の試験的な地域展開を進めるとともに、ソフトテニス部についても令和８年度からの展開に向けた協議を行います。女子バレーボール部については今後のクラブチーム化を視野に検討していきます。

ケガ等への対応は？
学校の活動ではなくなるので、現在の部活動に適応している保険は利用できません。地域クラブ毎に保険の加入方法が異なりますので加入するクラブにご確認ください。

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

広報資料（募集案内）



令和８年度 新メンバー募集

男子活動日

火曜日 @睦沢中 18:00～20:00
水曜日 @睦沢中 18:00～20:00
木曜日 @睦沢中 18:00～20:00
※土日のスケジュールは、毎月末に翌月分の予定表を作成してお知らせします。

女子活動日

火曜日 @一宮GSS 18:30～20:30
木曜日 @睦沢中 18:00～20:00
金曜日 @睦沢中 18:30～20:30
※土日のスケジュールは、毎月末に翌月分の予定表を作成してお知らせします。

- 中体連及び協会主催の大会に参加します。その他、ローカル大会にも参加します。
  中体連：総合体育大会（７月予選、県大会）、新人戦（９月予選、１１月県大会）
  協会　：選手権大会（４月予選、県大会６月）、１年生大会（２月予選、県大会）
- 初心者🔰大歓迎！中学生からでも遅くない。バレーボール始めませんか。
- 日本スポーツ協会公認コーチ資格保有者３名を含む５名が指導します。

CONNECT MUTSUZAWA JR.

コネクトムツザワ　ジュニア

小学生男子・小学生女子（５・６年生）

新メンバー大募集



練習日　水曜日　18時 ～ 20時　睦沢小学校
　　土曜日　18時 ～ 20時　睦沢中学校

インスタはこちら↓

■初心者・経験者、共に大歓迎！
■見学、体験はいつでもOK！連絡はお気軽に下記まで！

連絡先：
※日本スポーツ協会公認バレーボールコーチ１
TEL：
MAIL：

Q：CONNECT　MUTSUZAWAとは･･･？
A：中学校の部活動地域移行により2024年から睦沢町を中心に活動をしている中学生男子バレーボールクラブチームです。睦沢町と一宮町の認定地域クラブ活動団体です。
夷隅郡市と長生郡市の中学生で構成されています。

2.実証内容と成果③

スポーツ庁

参考資料









2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
推進協議会設置 **受け皿団体や指導者の選定**	**実証事業の継続（卓球部・バレー部）** **男子バレークラブチーム活動開始** **生徒・保護者へ説明・アンケート調査**	**実証事業の継続（卓球部・バレー部）** **例規整備** **基本方針・基本理念の決定** **地域展開の拡大**	**休日の学校部活動から地域クラブ活動へ** **休日学校部活動の地域展開開始**
令和5年6月 睦沢町地域クラブ活動推進協議会を設立 ・卓球部・バレー部総合型地域スポーツクラブ「睦沢ふれあいスポーツクラブ」と委託契約締結 ・男子バレーのクラブチーム化指導者として「CONNECT MUTSUZAWA」を選定	・地域クラブと再委託契約締結 ・卓球部とバレーボール部の地域クラブ活動開始 ・男子バレーボールクラブチーム仮運用開始 令和6年6月 ・第1回地域クラブ活動推進協議会を開催 令和6年6月 ・男子バレーボールクラブチーム本運用（平日の活動開始） 令和6年9月 ・児童・保護者及び教職員にアンケートを実施 ・令和7年1月 ・新入生説明会で地域展開について説明、チラシの配布 ・第2回地域クラブ活動推進協議会を開催	・卓球部・女子バレー部・男子バレークラブチームの実証事業開始 ・推進協議会、スポーツ関連団体連携会議を開催 ・町教育委員会地域クラブ認定要綱、公民館及びゆうあい館の管理並びに使用料の減免に関する取扱内規の制定 ・剣道部、ソフトテニス部の地域展開に向けた指導者との協議 ・地域展開に関するリーフレットを作成、児童生徒・保護者や関連団体に周知 ・中学校新入生説明会にて保護者説明会を実施 ・女子バレー部のクラブチーム化に向けた協議 ・実証事業終了	・中学校において生徒保護者を対象に地域展開に向けた説明会を実施 ・女子バレー部のクラブチーム化 ・ソフトテニス部・剣道部の地域展開に向けた指導者との協議 ・吹奏楽・ソフトテニス・剣道の地域クラブを認定地域クラブに登録 ・全ての部活動の地域展開を開始（総体以後　令和8年9月～） ・認定地域クラブ等代表者会議を開催 ・中学校新入生説明会にて保護者説明会を実施

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

